

只木ゼミ前期第2問検察レジュメ(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護レジュメ1頁14行目以下で「そもそも同意傷害の違法性が阻却される根拠は、法益主体みずからが法益を放棄した時には、法益主体の自己決定権を尊重し、刑法がその者のために法益を保護する必要はないというところにある」と述べているが、そのように考える理由は何か。
2. 弁護レジュメ1頁23行目にある「民法的な違法性」とは具体的にどのようなものか。また、刑法上の違法性との間に明確な違いはあるのか。